

## 就労継続支援 A 型事業所とは

### 【ご利用者】

就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力向上を図る事により雇用契約に基づく就労が可能な者。

### 【主なサービス内容】

- ・通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに一般就労に必要な知識・能力が高まった者について一般就労への移行に向けての支援。
- ・多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるようにする。（利用期間制限なし）

### 【アイルビーバック※とは】

- ・働き盛りに脳卒中で倒れ、職場復帰した施設長が、障がい者就労への思いを共有するスタッフと共に開いた越谷市内の就労継続支援 A 型事業所です。社会に係り、報酬を得ることで自分の人格を取り戻し、前向きな気持ちを持てることを具現化するために、スタッフと利用者様が共に悩み・共に汗をかき・泣き笑いのできる施設を目指しています。

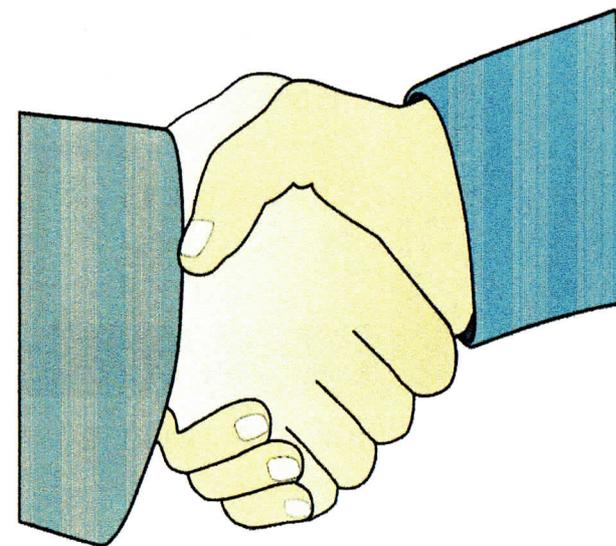
※映画「ターミネーター」でシュワルツネガーが発した言葉「俺は絶対に戻って来るぜ！」の意。



【住所】
〒 343-0031
越谷市大里508-3 KCビル1F
【電話 & F A X】
048-940-3230
【E-mail】
<a href="mailto:illbe-0401@outlook.jp">illbe-0401@outlook.jp</a>

障がい者就労継続支援 A 型事業所  
アイルビーバック

事業所番号：1110801014



## ✿ご利用の流れ✿



## ～事業主の皆様へ～

### ① 地域のハローワークへ

当事業所へ来られる前にハローワークで紹介状を頂く必要があります。  
※先に見学されても大丈夫です。

### ② 面接日の決定

面接の日程決定をさせていただきます。

### ③ 当施設を訪問

紹介状と履歴書（写真付き）をお持ちください。他の必要書類等があれば、ご案内致します。

### ④ 面談

アセスメント（個人面談）をさせていただきます。

### ⑤ 受給者証の取得

お住いの市役所で「障がい者福祉サービスの利用申請」をします。  
「指定特定相談支援事業所」と個別に契約をして頂き、アセスメント後サービス等利用契約計画を市役所に提出致します。

### ⑥ 受給者証が届く

アイルビーバックでの就労が開始となります。※受給者証をご持参下さい。

### ⑦ アイルビーバック就労開始

その方の障がいの特性に合わせた働き方を考え、働きやすい環境を整えます。

### ⑧ 一般就労活動支援

仕事の内容や環境について一緒に考えていきます。

★一言で「障がい者」といっても、その障がいやこれまでの経緯によってその特性は大きく違ってきます。

★一人一人の特性を見きわめその障がい者にマッチした仕事を探します。適材適所の働き方を探りその方のその後の人生を切り開くお手伝いをすることは、就労継続支援事業所の使命と心得ています。

★事業主の皆様のご理解とご協力が必要ですので、よろしくお願い致します。